

令和元年7月31日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和元年度(平成31年度) における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和元年度（平成31年度）の初日から令和元年6月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段：輸入基準数量	上段：輸入数量	差分
		下段：協定対象外輸入基準数量	下段：協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	64トン	42トン	22トン
		0.1トン	42トン	超過済
3	クリーム	29トン	13トン	16トン
		7.8トン	13トン	超過済
4	粉乳類	50,712トン	7,768トン	42,944トン
		11,065トン	7,392トン	3,673トン
5	無糖れん乳	2,168トン	188トン	1,980トン
		7.7トン	181トン	超過済
6	加糖れん乳	116トン	104トン	12トン
		13トン	11トン	2トン
7	ヨーグルト	13トン	11トン	2トン
		0トン	11トン	超過済
8	バターミルク	188トン	11トン	177トン
		5.6トン	3.4トン	2.2トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	67,925トン	8,123トン	59,802トン
		36,287トン	7,483トン	28,804トン
10	その他の乳製品	12,628トン	1,015トン	11,613トン
		6,836トン	1,015トン	5,821トン
11	バター	15,408トン	5,113トン	10,295トン
		731トン	5,088トン	超過済
12	雑豆	109,966トン	21,036トン	88,930トン
		78,537トン	11,882トン	66,655トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,887,756トン	1,311,094トン	4,576,662トン
		3,064,807トン	1,275,190トン	1,789,617トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,318,203 トン	324,771 トン	993,432 トン
		212,886 トン	74,477 トン	138,409 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	800,623 トン	82,498 トン	718,125 トン
		714,372 トン	82,498 トン	631,874 トン
15	コーンスターク	1,135 トン	334 トン	801 トン
		125 トン	334 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	16,410 トン	1,577 トン	14,833 トン
		2,906 トン	1,556 トン	1,350 トン
17	マニオカでん粉	164,864 トン	37,038 トン	127,826 トン
		161,600 トン	37,038 トン	124,562 トン
18	サゴでん粉	22,074 トン	2,851 トン	19,223 トン
		22,074 トン	2,851 トン	19,223 トン
19	その他のでん粉	1,765 トン	379 トン	1,386 トン
		858 トン	379 トン	479 トン
20	イヌリン	791 トン	221 トン	570 トン
		6.9 トン	21 トン	超過済
21	落花生	37,320 トン	11,200 トン	26,120 トン
		37,406 トン	11,200 トン	26,206 トン
22	こんにゃく芋	372 トン	64 トン	308 トン
		344 トン	64 トン	280 トン
23	ミルク調製品	9,563 トン	1,782 トン	7,781 トン
		1,792 トン	563 トン	1,229 トン
24	でん粉調製品	108 トン	33 トン	75 トン
		101 トン	33 トン	68 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	6,267 トン	577 トン	5,690 トン
		143 トン	343 トン	超過済
27	調製食用脂	21,111 トン	1,557 トン	19,554 トン
		98 トン	306 トン	超過済
28	繭	8.5 トン	0 トン	8.5 トン
		8.5 トン	0 トン	8.5 トン
29	生糸	479 トン	54 トン	425 トン
		475 トン	54 トン	421 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。